

新発田市飲食店感染防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の飲食事業者が新型コロナウイルス感染拡大を防止するために行う設備等の整備に対し、予算の範囲内で新発田市飲食店感染防止対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、新発田市内に主たる事業所を有する者で、飲食サービス業を営む法人（複数の事業者で組織する組合、NPO法人等を含む。）及び個人事業主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 事業者の代表者、役員及び使用人その他の従業員並びに構成員等が新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるものでないもの。

(2) 暴力団及び暴力団員が事業者の経営に実質的に関与していないもの。

(3) 「新潟県感染症対策認証店舗」として県に認証されているもの。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が新型コロナウイルス感染防止のために事業所に衛生設備等を整備するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる「新潟県感染症対策認証店舗設備

導入支援事業補助金交付要綱」(以下「県要綱」という。)第2条第1項に規定する経費であって、令和4年1月6日以降に県要綱に基づく補助金の交付決定を受けた事業に要する経費、又は令和4年6月6日以降に実施する補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から県補助金交付額、その他補助金交付額及び消費税分を除いた額(以下「補助対象額」という。)に2分の1を乗じて得た額とし、上限を20万円とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新発田市飲食店感染防止対策補助金交付申請書兼実施報告書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、申請者1人につき1回に限るものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の可否を決定したときは、新発田市飲食店感染防止対策補助金交付決定兼確定通知書(別記様式第2号)又は新発田市飲食店感染防止対策補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(現地調査)

第8条 市長は、提出された完了実績報告のとおり補助対象事業が実行されていることを確認するため、当該店舗等において現地調査を行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月10日から施行する。

(令和4年5月30日改定)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表

「新潟県感染症対策認証店舗設備導入支援事業補助金」で認められている対象経費は、以下のとおりです。

<補助対象経費>

用途	主な具体例
接触防止	対人距離確保（フィジカルディスタンス）のための間仕切り工事・レイアウト変更工事、窓設置工事、感染症の拡散防止や接触箇所を減らすトイレの改修（トイレの洋式化や自動洗浄機能付きへの改修等） など
接触防止	キャッシュレス決済端末（ソフトウェア含む）、キャッシュレス決済のために利用する IT 機器、飛沫感染防止パネル・パーテーション（目を覆う高さ以上のもの）、自動水栓（洗面台は対象外）、自動ソープディスペンサー（手洗い石鹸用等）、消毒液ボトル設置台（足踏み式等）、ソーシャルディスタンスサイン など
換気・加湿	換気設備（必要換気量を満たすもの）、空気循環サーキュレーター、網戸、HEPA フィルター付き空気清浄機（風量毎分 5 m ³ 以上のもの）、換気機能や空気清浄機能（ウイルス対応可能なもの）を持つエアコン、加湿器 など
衛生管理	非接触型検温器、オートディスペンサー、二酸化炭素濃度測定器、温度計 など

<補助対象外経費>

消耗品	マスク、手指消毒液、ペーパータオル、石鹼、使い捨て手袋 など
保守・廃棄処分費	設備導入に必ずしも必要な費用でないため、対象外です。
一般的なエアコン	換気機能や空気清浄機能（ウイルス対策可能）以外は対象外です。
手指消毒液生成器	手指消毒液が対象外のため、これを生成する機器も対象外です。
空間除菌機器	次亜塩素酸空間噴射機、オゾン発生器なども、県認証に必要でないため対象外です。
感染対策が目的でないもの	キャッシュレス決済以外の目的で使用する IT 機器などは対象外です。